

松本市町内公民館整備補助金制度の概要

単年度で完了する事業が対象

1 一般建設費

| 区 分 | | 補 助 内 容 | | 補 助 対 象 経 費 算 出 方 法 |
|--|---------------|---------|------------|---|
| | | 補助率 | 限 度 額 | |
| 建 物 | 新 築 | 2 / 3 | 1 0 0 0 万円 | 実際の改修費 (見積金額から補助対象外経費を除いた額) |
| | 新 築 (既存建壊) | 1 / 2 | 1 0 0 0 万円 | |
| | 改 築 | | 1 0 0 0 万円 | |
| | 増 築 | | 6 0 0 万円 | |
| | 既存建物取得 | | 8 0 0 万円 | 取得価格 または 基準価格×延床面積のいずれか低い額 |
| | 一 般 改 修 | 2 / 3 | 5 0 0 万円 | 実際の改修費 (見積金額から補助対象外経費を除いた額) |
| 土 地 | 敷 地 取 得 | 2 / 3 | 1 0 0 0 万円 | (適正な敷地面積または取得面積のい ずれか小さい面積) × (取得価格または基準価格のいずれか低 い額) |
| 備 考 | | | | |
| <p>1 限度額まで交付を受けた場合は、新築及び改築は10年、その他は5年を経過しなければ、次の補助を受けることができません。</p> <p>2 複数の町会で、共有の公民館を新築等する場合の限度額は、「各区分の限度額×町会数」となります。(一般改修は除きます。)</p> <p>3 町会にとって2館目以降の公民館である場合の限度額は、上記の限度額に0.8を乗じた額となります。</p> <p>4 敷地取得は公民館1館につき、1回限り可能です。新築・改築・増築に伴う敷地取得や、借地している既存の公民館の敷地取得に利用できます。</p> <p>5 一般改修とは、外壁・屋根・床(和室からのタイルカーペット工事等)・畳替え・防火設備等、建物本体にかかる工事をいいます。そのほかに屋外放送用設備・敷地内舗装も対象となります。詳しい内容はお問い合わせください。</p> | | | | |

裏面につづきます

2 単独福祉関連・耐震補強整備費 **単年度で完了する事業が対象**

| 補 助 内 容 | | | | |
|--|-------|---|-------|----------|
| 補 助 対 象 工 事 | | | 補助率 | |
| | | | 限 度 額 | |
| 1 | 玄 関 | スロープ設置工事 | 2 / 3 | 5 0 0 万円 |
| 2 | ト イ レ | 洋式化工事（和式 洋式）手すり等設置工事 車イススペース確保のための工事 | | |
| 3 | 台 所 | 厨房機器の改修工事 | | |
| 4 | 階 段 | エレベーター設置工事、階段の改修工事 | | |
| 5 | 耐震補強 | 耐震診断に基づく耐震補強工事 | | |
| <p>1 限度額まで交付を受けた場合は、5年を経過しなければ、次の補助を受けることができません。また、補助対象経費は見積金額から補助対象外経費を除いた額となります。</p> <p>2 トイレ改修工事は、洋式から洋式の改修や小便器改修等は一般改修に該当します。</p> <p>3 耐震補強については、耐震診断書等関係書類の提出を求めます。</p> | | | | |

3 借地、借家の借上料

| 区 分 | | 補 助 内 容 | | |
|-----------------------|--|------------|-----------|----------|
| | | 補 助 率 | | 限 度 額 |
| 借 地 ・ 借 家 | 平成7年4月1日以降の借 地、借家契約により新規に公民 館を設置するもの | 契約年度を含む3カ年 | 1 0 / 1 0 | 5 万円 / 年 |
| | | 上記以降 | 1 / 2 | |
| | 上記以外のもの | 1 / 2 | | |

4 解体除去費

| 補 助 内 容 | | | |
|------------------------|---|-------|----------|
| 補 助 対 象 工 事 | | 補助率 | 限度額 |
| 既設建築物の取り壊しに要す る工事費等 | 公民館本体のほか倉庫、舗装等 完了時に、廃棄物管理票（マニ ュフェスト）を提出 | 1 / 2 | 2 0 0 万円 |

5 補助金の留意点

| |
|--|
| <p>1 用語解説</p> <p>(1) 新築...更地に新たに公民館を建設すること。</p> <p>(2) 改築...既存の公民館を取り壊し、公民館を建設すること。(建替え)</p> <p>(3) 増築...既存の公民館の床面積を増やすこと。</p> <p>2 補助金額は千円未満が切り捨てとなります。(交付要綱第3条7項)</p> <p>3 原則として設計・監理料、手数料(官公庁等申請手数料) その他委託料や、消耗品・備品購入費等は補助対象外となります。</p> |
|--|

(令和3年4月から)